第二十三条第一項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
	商号	名称又は商号
	事業	事業又は営業
第二十三条第二項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
第二十三条の二第一項	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者
	事業	事業又は営業
第二十三条の二第二項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
	事業	事業又は営業
第二十三条の二第三項	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者

第三十八条の十四の表第二百七十二条の三十六第一項第四号の項を次のように改める。

第二百七十二条の三十六第一項第四号	取締役及び監査役	取締役及び監査役又はこれらに類する職にある者
	取締役、	取締役又はこれに類する職にある者
	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八百五十条第四項」を削り、「おいては、同項中「第五十五条、第百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条」と読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社

第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴え
	株式会社等	特定目的会社
	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	特定目的会社
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

第十三条中「及び法第三十六条第五項」を「、法第三十六条第五項」に改め、「追及する訴え」の下に「、法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴え」を加え、「第八百五十条第四項」を「の規定」に、「おいては、同項中「第五十五条、第百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第九十四条第四項」と読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	責任追及等の訴え